

平成29年11月24日

実地演習実施機関及び指導者の申請について

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
実務修習運営委員会

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）では、国土交通省の認可を受けて、実務修習を実施しております。

この実務修習の実地演習において、不動産鑑定業者が実地演習実施鑑定業者として実地演習を行うことを希望する場合は、本会から実地演習実施機関としての認定が必要となり、不動産鑑定士が実地演習で指導を行うことを希望する場合は、本会から指導者（以下、「指導鑑定士」という。）の認定を受けることが必要となります。

つきましては、実地演習実施機関となり実地演習を行うことを希望する不動産鑑定業者及び指導鑑定士となることを希望される不動産鑑定士におかれましては、それぞれ本会宛に、下記の要領により、実地演習実施機関及び指導鑑定士になるための申請を行ってください。

なお、これまでに認定を受けた実地演習実施機関及び指導鑑定士については、原則、継続扱いとしますので、改めての認定申請は必要ありません。

また、本申請をされた場合、実地演習実施機関となる鑑定業者名、所在地、連絡先、指導鑑定士名、予定する修習期間のコース（1年又は2年）及び受入人数を本会ホームページで公表します。また、これをもって実地演習実施機関及び指導鑑定士の認定を受けたことを通知に替えさせていただきますのでご承知置きください。

※ 情報データを一括処理するため、情報更新（公表）には多少お時間がかかる場合があります。

記

I. 実地演習実施機関及び指導鑑定士となるための申請方法

実地演習実施機関又は指導鑑定士になるためには、Ⅱ及びⅢに記載の書類にそれぞれ必要な事項を記入のうえ、郵送にて、本会実務修習担当課に申請を行ってください。送付先は次のとおりです。

※ 実地演習実施機関の新規登録の場合は、原則、実地演習実施機関の

認定と指導鑑定士の認定の申請書を合わせて送付してください。

(送付先)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 実務修習担当課 宛

Ⅱ. 不動産鑑定業者が実地演習実施機関になるための申請手続

不動産鑑定業者が実地演習実施機関になるためには、1.の要件を満たすことが必要です。この要件を満たしたうえで、実地演習実施機関になることを希望される場合は、2.の提出書類を作成し、申請を行ってください。

1. 申請に係る必要条件

不動産の鑑定評価に関する法律（以下、「法」という。）第22条第1項に該当する不動産鑑定業者で、かつ、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会実務修習業務規程（以下、「規程」という。）第11条第2項第一号から第五号に掲げる次の要件を満たすこと。

- ① 継続して実地演習の指導をすることのできる指導者が所属すること。
- ② 修習生が継続して実地演習を受講できる施設及び設備が整っていること。
- ③ 法第14条の4第1号に該当する者でないこと。
- ④ 当該機関の役員が法第14条の4第1号に該当する者でないこと。
- ⑤ 当該機関が不動産鑑定業者である場合は、本会定款第5条第3項第2号に規定する正会員であり、かつ、本会が定める懲戒規程第5条第1項の規定に基づく懲戒処分を受けた日から起算して3年を経過していない者でないこと（定款によって会員に与えられた権利の停止の処分を受けた者にあつては、当該権利の停止の期間を終了した日から起算して3年を経過していない者でないこと）。

※参考

- ・法第22条第1項：

不動産鑑定業を営もうとする者は、二以上の都道府県に事務所を設ける者にあつては国土交通省に、その他の者にあつてはその事務所の所在地の属する都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けなければならない。

- ・法第14条の4第1号：

この法律の規定に違反して、刑に処され、その執行を終わり、又は執行を

受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

2. 提出書類

(1) 実地演習実施機関認定申請書

(様式3・規程第11条第1項第一号、第2項第一号及び第二号に該当)

(2) 国又は都道府県から通知された不動産鑑定業者の登録に係る通知書の写し

(規程第11条第1項第二号に該当)

※ 法第24条の規定に基づき行った不動産鑑定業者の登録について、国又は都道府県から、同法施行規則第34条第1項の規定に基づき、登録申請者に通知された書類の写し。

※ 写しについては、A4サイズでご送付ください。

(3) 誓約書 (様式4・規程第11条第2項第三号及び第四号に該当)

(4) 同意書 (様式5・規程第11条第3項・実務修習業務規程施行細則 (以下、「細則」という。)) 第6条第3項第二号に該当)

Ⅲ. 不動産鑑定士が実地演習の指導者になるための申請手続

不動産鑑定士が指導鑑定士になるためには、1.の条件を満たすことが必要です。この条件を満たしたうえで、指導鑑定士になることを希望される場合は、2.の提出書類を作成し、申請を行ってください。

1. 申請に係る必要条件

(1) 不動産鑑定業者の業務に現に従事している不動産鑑定士であって、不動産の鑑定評価の実務に通算して5年以上従事した経験を有する者。

(2) 上記(1)の要件に加えて、規程第18条第一号から第六号に掲げる次の要件を満たす者。

① 法別表下欄に掲げる指導者の要件に該当する者であること。

② 法第14条の4第1号に該当しない者であること。

③ 不動産鑑定士にあっては、法第40条第1項又は第2項の規定に基づく懲戒処分を受けた日から起算して3年を経過していない者でないこと (鑑定評価等業務を行うことを禁止された者にあっては、その禁止の期間が終了した日から起算して3年を経過してしない者でないこと)。

④ 不動産鑑定士にあっては、本会定款第5条第3項第1号に規定する

正会員であり、かつ、本会が定める懲戒規程第5条第1項の規定に基づく懲戒処分を受けた日から起算して3年を経過していない者でないこと(定款によって会員に与えられた権利の停止の処分を受けた者にあつては、当該権利の停止の期間を終了した日から起算して3年を経過していない者でないこと)。

- ⑤ 不動産鑑定士であつて、実地演習実施機関において実地演習を指導しようとする者については、本会が実施する実地演習の指導者のための研修※を修了している者であること。

※ JAREA-e研修「実務修習指導鑑定士研修(平成29年度改正)」(平成29年11月1日配信開始)を指します。

2. 提出書類

- (1) 指導者認定申請書

(様式9・規程第17条第5項第一号及び第18条第六号に該当)

- (2) 国から通知された不動産鑑定士の登録に係る通知書の写し

(規程第18条第一号に該当)

※ 法第17条に基づき行った不動産鑑定士の登録について、国から、同法施行規則第23条第1項に基づき、登録申請者に通知された書類の写し。

- (3) 誓約書

(様式6・規程第18条第二号及び第三号に該当)

- (4) 誓約書

(様式7・規程第18条、第19条及び第20条第1項に該当)

- (5) 同意書

(様式8・規程第21条及び第24条第1項)

IV. 届出事項の変更手続

実地演習実施機関及び指導鑑定士に係る届出事項を変更される場合は、それぞれ「実地演習実施機関登録事項変更申請書」及び「指導者登録事項変更申請書」について、変更した事項を記入して本会実務修習担当課宛に送付してください。

V. 辞任の手続

改廃業等、その他の理由により実地演習実施機関を辞任する場合又は指導鑑定士を辞任する場合については、それぞれ「実地演習実施機関辞任届」及び「指導者辞任届」の届出書類(原則として、自署・押

印が必要) がありますので、必ずこれを作成のうえ、本会実務修習担当課宛に送付してください。

VI. その他

- (1) 本会が修習生を割り当て等することはありません。各実地演習実施機関の裁量により、修習生の指導を行うこととなります。
- (2) 実地演習実施機関認定申請書の「修習生のコース別予定数」は、規程に定められた上限人数の範囲内かつ適切な指導を行える人数のうち、予定若しくは希望ということで記入してください。

以 上

様式3（規程第11条第1項、細則第6条第2項関係）

提出日を記入
してください。

平成29年11月1日

実地演習実施機関認定申請書

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 御中

当社（大学）は、実地演習実施機関として実地演習を行いたく、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会実務修習業務規程第11条第1項の規定に基づき申請いたします。

名称	フリガナ イロハフドウサンカンテイカブシキガイシャ		
	いろは不動産鑑定株式会社 印		
所在地	〒105-0001		
	東京都港区虎ノ門〇-〇-〇〇 △△ビル〇階 TEL 03 - XXXX - XXXX		
代表者の氏名	フリガナ	カンテイ イチロウ	
	鑑定 一郎		
専任の不動産鑑定士の氏名	フリガナ	フドウ サトミ	
	不動 里美		
指導者となる不動産鑑定士の数	1 名	従業者の総数 (鑑定士の数)	5 名
修習生のコース別受入予定数	1年コース 1 名	2年コース 1 名	

社判を押印
してください。

本会会員登録事項	本会登録番号（業者）	6000XXXX		
主務管庁登録事項	国土交通大臣・知事		主たる・従たる事務所	
	登録番号	第 XXXX 号	登録年月日	平成18年12月1日

5・6・8から
始まる8桁

（注1）「専任の不動産鑑定士の氏名」は、大学にあっては指導を統轄する専任の不動産鑑定士。
不動産鑑定業者にあってはその登録に係わる専任不動産鑑定士。

（注2）太枠内は、不動産鑑定業者のみ記載のこと。

様式9（規程第17条第5項、細則第10条第1項関係）

提出日を記入
してください

平成29年11月1日

指導者認定申請書

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 御中

私は、実地演習の指導者として認定いただきたく、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会実務修習業務規程第17条第5項の規定に基づき申請いたします。

氏名	フリガナ フドウ サトミ			
	不動 里美			
不動産鑑定士登録事項	登録番号	第 XXXX 号	登録年月日	平成22年4月5日
本会会員登録事項	本会登録番号（個人）			1000XXXX
生年月日	昭和XX年10月3日		満XX才	男・女
現住所	〒105-XXXX			
	東京都港区△△ ○-○-○○			
職歴 (鑑定評価業務に関わる主なもの)	平成22年4月5日 ～ 平成24年3月31日	業者名称	ABC不動産鑑定事務所	
	上記のとおり相違ないことを証明する。			
	業者代表者氏名	土建 吾郎		
	平成24年4月15日 ～ 平成29年11月1日	業者名称	いろは不動産鑑定株式会社	
	上記のとおり相違ないことを証明する。			
	業者代表者氏名	鑑定 一郎		
年月日	年月日	業者名称		
上記のとおり相違ないことを証明する。				
業者代表者氏名				
通算従事期間	平成22年4月5日 ～ 平成29年11月1日までのうち			7 年間
研修受講の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 私は、最新の指導鑑定士研修を受講しています。			

実地演習実施機関	
実地演習実施機関名称	いろは不動産鑑定株式会社
代表者氏名	鑑定 一郎

(注) 最新の指導鑑定士研修は、e研修「実務修習指導鑑定士研修（平成29年度改正）」を指します。

0・1から
始まる8桁

職歴は、不動産鑑定士の登録を行った日以降の職歴で、且つ鑑定評価の業務に携わった職歴のみ記入してください。
業者名称は、部課がある場合は、部課名も記入してください。

業者代表者印
を押印して
ください。

年月日の欄は、業務を始めた日と
終了の日を記入します。
継続中の場合は、業務を始めた日
と提出日を記入してください。期間
途中に業務に従事していない期間
があっても構いません。

年数の欄は、実際に不動産鑑定評
価業務を行った期間(満年数)を記
入してください。

受講(修了)の
うえ、レ点を
付してください。

業者代表者印
を押印して
ください。